

三原市週休2日工事等実施要領 Q&A

目 次

- Q1 なぜ週休2日工事が必要なのか? P. 5
- Q2 週休2日とは、行政機関の休日と同様か? P. 5
- Q3 対象期間とは、どういうことか? P. 5
- Q4 現場閉所とは、どういうことか? P. 5
- Q5 対象工事は、全ての建設工事なのか? P. 5
- Q6 発注者指定型とは、どういうことか? P. 5
- Q7 祝日に休工した場合、週休日にカウントして良いか? P. 5
- Q8 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として取り扱われますか? P. 6
- Q9 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになりますか? 仮に、金曜日22:00から土曜日06:00までの施工し、次に日曜日22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所として取り扱われますか? P. 6
- Q10 発注者指定型において週休2日工事が守れない場合はどうなるのか? P. 6
- Q11 罰則規定はあるのか? P. 6
- Q12 いつからの週休2日工事が実施されるのか? P. 6

- Q13 週休2日工事である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとしていますが、具体的な仕様はありますか。 P. 6
- Q14 週休2日工事等の対象工事はどのようにしてわかるのか? P. 6
- Q15 週休2日工事実施状況をどのように確認するのか? P. 7
- Q16 アンケートの回収は引き続き行うのか? P. 7
- Q17 4週8休以上の現場閉所を実施した際の評価は行わないのか? P. 7
- Q18 当該現場の閉所日に、作業員が他の工事現場で働くことは良いか? P. 7
- Q19 準備・後片付け期間とは、具体的にどういった期間か? . . . P. 7
- Q20 発注者指定型で発注されていない工事で、4週8休を達成した場合経費の補正を行わないのか? P. 7
- Q21 対象外工事について、現場状況や施工対象期間の制約が厳しい工事とは、具体的にはどういうことか? P. 7
- Q22 対象外工事について、現場での施工期間が4週未満の工事とは、具体的にはどういうことか? P. 8
- Q23 工事に変更（増工）する場合はどのような扱いになるのか? . . P. 8
- Q24 令和6年4月からの労働時間の上限規制が適用とは、具体的にどのようなことか? P. 8
- Q25 工事用道路を他工事と共用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、現場閉所となるのか? P. 8

- Q26 一つの工事現場において、複数の工事が受注されている場合全て同じ休日としなければならないのか？ P. 8
- Q27 現場代理人や主任技術者等が会社で内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することは認められるか？ P. 8
- Q28 工事着手時に監督員と週休2日の日を確認しますが、急に雨天等で休日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、あるいは、事前に共有している休日を施工日に変更することは、可能ですか？ P. 8
- Q29 年末、年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日は現場閉所として取り扱われますか？ P. 9
- Q30 月単位で4週8休が達成できないと認められないのか？ P. 9
- Q31 計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能が続いた場合、工期の延長は認められるのですか？ P. 9
- Q32 現場完了日は、誰が何をもって判断するのですか？ P. 9
- Q33 対象期間中に、週休2日工事から週休2日交替制工事への変更は可能ですか？ P. 9
- Q34 現場事務所を設置しない工事でも週休2日工事の対象となるのでしょうか？ P. 9
- Q35 交替制による休日確保の対象者はどのように考えれば良いか？ P. 10
- Q36 交替制工事において、現場代理人は工事現場に常駐すること（契約約款第10条第2項）と定められており、休日取得ができないのではないのでしょうか？（現場代理人は交代できないのではないのでしょうか？） P. 10

Q37 休日に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合は現場閉所扱いとなるのでしょうか？ P. 10

Q38 令和5年度の継続工事は、対象工事でしょうか？ P. 10

Q1 なぜ週休2日工事が必要なのか？

A 2024年4月1日から建設業についても、労働時間の上限規制が適用されることにともない、国から適正な工期設定による工事発注が求められているからです。

Q2 週休2日とは、行政機関の休日と同様か？

A 行政機関の休日と同様ではありません。
週休2日工事とは、4週8休（対象期間の28分の8の日数 28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる工事のことです。

Q3 対象期間とは、どういうことか？

A 対象期間とは、工事着手する日（準備期間を含まない）から工事完了日（後片付けは含まない）までです。

Q4 現場閉所とは、どういうことか？

A 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通じて現場や現場事務所が閉所された状態をいいます。

Q5 対象工事は、全ての建設工事なのか？

A 対象工事は、原則市が発注する全ての建設工事です。現場状況や施工期間の制約が厳しい工事や、施工期間が4週未満の工事は対象外となります。

Q6 発注者指定型とは、どういうことか？

A 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式です。また、当初積算において4週8休以上の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、現場閉所実績に応じた補正係数を減じた変更契約するものです。

Q7 祝日に休工した場合、週休日にカウントして良いか？

A 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態であり、土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

Q8 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として取り扱われますか？

A 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は取り扱いません。

Q9 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになりますか？仮に、金曜日22:00から土曜日06:00までの施工し、次に日曜日22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所として取り扱われますか？

A 金曜日22時から土曜日6時の施工は、金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜日22時から月曜6時についても同様に日曜（夜間）出勤となります。その間に挟まれた土曜日については24時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱いとなります。

Q10 発注者指定型において週休2日工事が守れない場合はどうなるのか？

A 現場閉所実績に応じて補正係数を減じた変更契約を行います。

Q11 罰則規定はあるのか？

A 罰則規定はありません。

Q12 いつからの週休2日工事が実施されるのか？

A 令和6年4月10日公告案件から適用します。

Q13 週休2日工事である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとしていますが、具体的な仕様はありますか。

A 看板設置等に必要な費用については、工事担当課にて設計書に計上しているため、仕様等は発注担当課と協議の上決定して下さい。

Q14 週休2日工事等の対象工事はどのようにしてわかるのか？

A 対象工事は、原則市が発注する全ての建設工事としますが、特記仕様書に週休2工事、週休2交替制工事である旨を明示しています。

Q15 週休2日工事実施状況をどのように確認するのか？

A 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる工事日誌や出勤簿とともに、毎月7日までに監督員に提出し、その書類より確認します。ただし、あくまでも最終の実施状況の確認は、工事期間単位となります。

Q16 アンケートの回収は引き続き行うのか？

A アンケートは、行いません。アンケートは、週休2日工事に関する市内工事受注者の現状と意向の実態調査を行い、週休2日工事発注の本格導入に向けた課題整理に活用するために実施しておりましたので、方向性が決定すれば、アンケートを取りやめます。

Q17 4週8休以上の現場閉所を実施した際の評価は行わないのか？

A 4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」で評価します。

Q18 当該現場の閉所日に、作業員が他の工事現場で働くことは良いか？

A 閉所日に他の現場に従事することについては制限しませんが、この制度の内容をご理解いただき4週8休にご協力ください。

Q19 準備・後片付け期間とは、具体的にどういった期間か？

A 受注者が先立って行う、労務・資材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等を「準備期間」とし、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等を「後片付け期間」としています。

Q20 発注者指定型で発注されていない工事で、4週8休を達成した場合経費の補正を行わないのか？

A 発注時に指定されていない工事については、4週8休を達成した場合でも経費の補正は行いません。

Q21 対象外工事について、現場状況や施工対象期間の制約が厳しい工事とは、具体的にはどういうことか？

A 地元調整や関係機関協議等により、休日に作業を行い早期に完成させる必要がある工事のことです。

Q22 対象外工事について、現場での施工期間が4週未満の工事とは、具体的

にはどうということか？

- A 例として、機器の製作期間がほとんどで、据え付け期間が短期間の電気設備工事や工事規模が小さく、準備・後片付け期間を除く施工期間が4週未満の工事で施工期間が短い維持修繕工事や舗装工事等です。

Q23 工事に変更（増工）する場合はどのような扱いになるのか？

- A 発注者の責による設計図書の変更（増工）を行った場合は、発注者にて週休2日が確保できる工期となるよう工期延期します。

Q24 令和6年4月からの労働時間の上限規制が適用とは、具体的にどのようなことか？

- A 時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができないようになります。

Q25 工事用道路を他工事と共用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、現場閉所となるのか？

- A 現場管理上必要な作業と考えるため、交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。

Q26 一つの工事現場において、複数の工事が受注されている場合全て同じ休日としなければならないのか？

- A 契約単位で判断するため、全て同じ休日とする必要はありません。

Q27 現場代理人や主任技術者等が会社等で内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することは認められるか？

- A 制限しません。

Q28 工事着手時に監督員と週休2日の日を確認しますが、急に雨天等で休日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、あるいは、事前に共有している休日を施工日に変更することは、可能ですか？

- A 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとし、現場閉所日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。

Q 2 9 年末、年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日は現場閉所として取り扱われますか？

A 対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は等は含まないこととしています。今回のように、この前後に現場閉所した場合は、対象期間に該当するため現場閉所として取り扱います。

Q 3 0 月単位で4週8休が達成できないと認められないのか？

A 工事着手日から、現場完了日までの対象期間で現場閉所を整理することになります。

Q 3 1 計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能びが続いた場合、工期の延長は認められるのですか？

A 通常想定される気象条件による不稼働日は雨休率として工期に含まれるため、工期の延長は認められません。工事一時中止に係わる事象が発生した場合は、中止することで工期延長可能です。

Q 3 2 現場完了日は、誰が何をもって判断するのですか？

A 工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を、受発注者間で確認することとしています。

Q 3 3 対象期間中に、週休2日工事から週休2日交替制工事への変更は可能ですか？

A 受発注者間で変更への協議が必要です。発注者承諾後、変更は可能です。ただし、週休2日工事期間中での達成率及び週休2日交替制工事での休日率が確認できる資料を発注者に資料を提出してください。

Q 3 4 現場事務所を設置しない工事でも週休2日工事の対象となるのでしょうか？

A 現場事務所の設置の有無は関係ありません。

Q 3 5 交替制による休日確保の対象者はどのように考えれば良いか？

A 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技術労働者を対象にしています。建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人（測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等）については対象外となります。

Q 3 6 交替制工事において、現場代理人は工事現場に常駐すること（契約約款第10条第2項）と定められており、休日取得ができないのではないのでしょうか？（現場代理人は交代できないのではないのでしょうか。）

A 契約約款第10条第3項にて「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。

Q 3 7 休日に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合は現場閉所扱いとなるのでしょうか？

A 現場見学会や社会貢献活動等の実施のみを行う場合については現場閉所扱いとなります。

Q 3 8 令和5年度の継続工事は、対象工事でしょうか？

A 令和6年4月10日公告案件からの契約した工事が対象となります。